

「迷惑メールフィルタリングサービス利用規約」

【現改比較表】 2023年12月1日現在

～2023年12月31日

2024年1月1日～

第1章 総則

(定義)

第5条 本規約において次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
1 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
2 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
3 本サービス取扱所	□ 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 □ 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
4 隔離ボックス	当社が本サービスの提供において、迷惑メールと判定した電子メールを本契約者の指示により一定期間格納するために設置する電気通信設備
5 IP通信網サービス	当社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定する電気通信サービス
6 ホスティングサービス	当社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第1種ホスティングサービス、第2種ホスティングサービス、第4種ホスティングサービス及び第8種ホスティングサービス
7 ホスティング契約	ホスティングサービスに係る契約
8 ホスティング契約者	当社とホスティング契約を締結している者
9 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織を示す名称
10 独自ドメイン名	ホスティング契約者に係るドメイン名（第1種ホスティング契約者に係るドメイン名を含む1の英字及び数字の組合せを含みます。）

第2章 契約

(契約の種類等)

第6条 本サービスは次の機能を利用することができます。

機能	内容
迷惑メール判定機能	ホスティング契約者に係るメールアドレスへの迷惑メールについて、当社の協力会社のソフトウェアを利用して、迷惑メールの判定を行い、その迷惑メールの度合いを本契約者へのメールのヘッダに付与することができる機能。

第1章 総則

(定義)

第5条 本規約において次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
1 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
2 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
3 本サービス取扱所	□ 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 □ 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
4 隔離ボックス	当社が本サービスの提供において、迷惑メールと判定した電子メールを本契約者の指示により一定期間格納するために設置する電気通信設備
5 IP通信網サービス	当社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定する電気通信サービス
6 ホスティングサービス	当社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第8種ホスティングサービス
7 ホスティング契約	ホスティングサービスに係る契約
8 ホスティング契約者	当社とホスティング契約を締結している者
9 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織を示す名称
10 独自ドメイン名	ホスティング契約者に係るドメイン名（第1種ホスティング契約者に係るドメイン名を含む1の英字及び数字の組合せを含みます。）

第2章 契約

(契約の種類等)

第6条 本サービスは次の機能を利用することができます。

機能	内容
迷惑メール判定機能	ホスティング契約者に係るメールアドレスへの迷惑メールについて、当社の協力会社のソフトウェアを利用して、迷惑メールの判定を行い、その迷惑メールの度合いを本契約者へのメールのヘッダに付与することができる機能。

迷惑メール隔離機能 [㊦]	迷惑メール判定機能による判定度合いを本契約者があらかじめ指定することで、その判定基準に合致する電子メールを隔離ボックスに蓄積することができる機能 [㊦]
迷惑メール通知機能 [㊦]	迷惑メール判定機能により隔離された電子メールの概要を本契約者があらかじめ指定することで受信することができる機能、又は隔離可能な蓄積容量に対する警告（及びその本契約者の隔離ボックスに係るものに限ります。）を電子メールで受信することができる機能 [㊦]
レポート機能 [㊦]	迷惑メール判定機能に基づき判定された迷惑メールの度合い、全受信メールにおいて [㊦] 迷惑メールが占める割合、又は隔離ボックス蓄積容量の利用状況等をレポートとして提供する機能 [㊦]
DNSBLを用いた受信拒否機能 [㊦]	ホスティング契約者のうち第5種ホスティングサービスの契約者及び第8種ホスティングサービスの契約者に係るメールアドレス宛に送信された電子メールに関して、第三者の提供するDNSBL(DNS Black List)を用いて送信元IPアドレスを確認し、不正な送信元からのメールを受信拒否する機能 [㊦]
備考 [㊦]	<p>1 ホスティング契約における独自ドメイン名内、又は第2種ホスティング契約者、第4種ホスティング契約者及び第8種ホスティング契約者が独自ドメイン名を複数利用している場合の独自ドメイン名間の電子メールについては本サービスを適用しません。[㊦]</p> <p>2 迷惑メール判定機能は、当社の協力会社の判定基準に基づき判定されるものとし、迷惑メールを全て排除することを保障するものではありません。[㊦]</p> <p>3 当社は、電子メールが隔離ボックスに隔離され本契約者に送信されない等の本サービスの利用に伴い発生する損害について、責任を負いません。[㊦]</p> <p>4 当社は、隔離ボックスに蓄積している迷惑メールについて滅失、毀損、漏洩、又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。[㊦]</p> <p>5 当社は、本サービスの契約の解除があった場合は、あらかじめ本契約者に対し通知することなく、隔離ボックスに蓄積していた迷惑メールを消去します。この場合において、当社は、迷惑メールの消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。[㊦]</p> <p>6 当社は、DNSBLを用いた受信拒否機能を、本条の定めにより無償で提供します。[㊦]</p> <p>(1) 当社は、本契約者かつホスティング契約者のうち第5種ホスティングサービスの契約者および第8種ホスティングサービスの契約者に対してDNSBLを用いた受信拒否機能を基本提供し、ホスティング契約者のうち第5種ホスティングサービスの契約者および第8種ホスティングサービスの契約者であって本契約の申込みを行う者及び本契約者かつホスティング契約者のうち第8種ホスティングサービスの契約者は、当社の条件・範囲のもとにDNSBLを用いた受信拒否機能を利用できるものとし、当該機能が提供されること、前項に定める目的及び範囲につき、あらかじめ包括的に同意いただきます。[㊦]</p> <p>(2) 前項の包括的な同意にかかわらず、当該契約者は、当社が指定する手続を行うことで、受信拒否した送信元IPアドレスからのメールを受信許可することができます。[㊦]</p> <p>(3) DNSBLを用いた受信拒否機能の内容について、当社は随時変更することができるものとし、また、当社はその正確性、完全性、有用性等に関し、保証いたしません。[㊦]</p> <p>(4) DNSBLを用いた受信拒否機能の利用、あるいは利用できないことに起因して、当該契約者またはその他第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、当社は責任を負わないものとします。[㊦]</p> <p>(5) 当該契約者が法人である場合は、自らをして本条(1)につき異議なく同意するとともに、当該法人自らの責任において、DNSBLを用いた受信拒否機能を利用する自らの従業員をして同項にかかる同意を取得するものとします。[㊦]</p>

料金表

通則

第1表 料金

第1 利用料金

迷惑メール隔離機能 [㊦]	迷惑メール判定機能による判定度合いを本契約者があらかじめ指定することで、その判定基準に合致する電子メールを隔離ボックスに蓄積することができる機能 [㊦]
迷惑メール通知機能 [㊦]	迷惑メール判定機能により隔離された電子メールの概要を本契約者があらかじめ指定することで受信することができる機能、又は隔離可能な蓄積容量に対する警告（及びその本契約者の隔離ボックスに係るものに限ります。）を電子メールで受信することができる機能 [㊦]
レポート機能 [㊦]	迷惑メール判定機能に基づき判定された迷惑メールの度合い、全受信メールにおいて [㊦] 迷惑メールが占める割合、又は隔離ボックス蓄積容量の利用状況等をレポートとして提供する機能 [㊦]
DNSBLを用いた受信拒否機能 [㊦]	ホスティング契約者のうち第5種ホスティングサービスの契約者及び第8種ホスティングサービスの契約者に係るメールアドレス宛に送信された電子メールに関して、第三者の提供するDNSBL(DNS Black List)を用いて送信元IPアドレスを確認し、不正な送信元からのメールを受信拒否する機能 [㊦]
備考 [㊦]	<p>1 ホスティング契約における独自ドメイン名内、第8種ホスティング契約者が独自ドメイン名を複数利用している場合の独自ドメイン名間の電子メールについては本サービスを適用しません。[㊦]</p> <p>2 迷惑メール判定機能は、当社の協力会社の判定基準に基づき判定されるものとし、迷惑メールを全て排除することを保障するものではありません。[㊦]</p> <p>3 当社は、電子メールが隔離ボックスに隔離され本契約者に送信されない等の本サービスの利用に伴い発生する損害について、責任を負いません。[㊦]</p> <p>4 当社は、隔離ボックスに蓄積している迷惑メールについて滅失、毀損、漏洩、又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。[㊦]</p> <p>5 当社は、本サービスの契約の解除があった場合は、あらかじめ本契約者に対し通知することなく、隔離ボックスに蓄積していた迷惑メールを消去します。この場合において、当社は、迷惑メールの消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。[㊦]</p> <p>6 当社は、DNSBLを用いた受信拒否機能を、本条の定めにより無償で提供します。[㊦]</p> <p>(1) 当社は、本契約者かつホスティング契約者のうち第5種ホスティングサービスの契約者および第8種ホスティングサービスの契約者に対してDNSBLを用いた受信拒否機能を基本提供し、ホスティング契約者のうち第5種ホスティングサービスの契約者および第8種ホスティングサービスの契約者であって本契約の申込みを行う者及び本契約者かつホスティング契約者のうち第8種ホスティングサービスの契約者は、当社の条件・範囲のもとにDNSBLを用いた受信拒否機能を利用できるものとし、当該機能が提供されること、前項に定める目的及び範囲につき、あらかじめ包括的に同意いただきます。[㊦]</p> <p>(2) 前項の包括的な同意にかかわらず、当該契約者は、当社が指定する手続を行うことで、受信拒否した送信元IPアドレスからのメールを受信許可することができます。[㊦]</p> <p>(3) DNSBLを用いた受信拒否機能の内容について、当社は随時変更することができるものとし、また、当社はその正確性、完全性、有用性等に関し、保証いたしません。[㊦]</p> <p>(4) DNSBLを用いた受信拒否機能の利用、あるいは利用できないことに起因して、当該契約者またはその他第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、当社は責任を負わないものとします。[㊦]</p> <p>(5) 当該契約者が法人である場合は、自らをして本条(1)につき異議なく同意するとともに、当該法人自らの責任において、DNSBLを用いた受信拒否機能を利用する自らの従業員をして同項にかかる同意を取得するものとします。[㊦]</p>

料金表

通則

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容										
(1) 本サービスの区別に係る料金の適用	<p>当社は、料金を適用するにあたって、次表のとおり迷惑メールフィルタリングサービスの区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>第1種ホスティングサービスのメールホスティングサービスに係るもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>第2種ホスティングサービスに係るもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ5</td> <td>第4種ホスティングサービスに係るもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ6</td> <td>第8種ホスティングサービスに係るもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	第1種ホスティングサービスのメールホスティングサービスに係るもの	タイプ3	第2種ホスティングサービスに係るもの	タイプ5	第4種ホスティングサービスに係るもの	タイプ6	第8種ホスティングサービスに係るもの
区 別	内 容										
タイプ1	第1種ホスティングサービスのメールホスティングサービスに係るもの										
タイプ3	第2種ホスティングサービスに係るもの										
タイプ5	第4種ホスティングサービスに係るもの										
タイプ6	第8種ホスティングサービスに係るもの										
(2) タイプ1に係る料金の適用	<p>ア タイプ1における料金は、第1種ホスティング契約者（メールホスティングサービスに係るものに限ります。）が第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。）で契約する登録可能メールアドレスの数が10までごとに基本額を適用します。</p> <p>イ タイプ1に係る隔離ボックスの蓄積容量は、本契約者が第1種ホスティングサービスで契約する蓄積情報量（蓄積情報量の増加利用に係るものも含まれます。）と同じとします。</p> <p>ウ タイプ1において登録できるメールアドレス数は各サービスのマニュアルに定めるところによります。</p>										

1 適用

区 分	内 容				
(1) 本サービスの区別に係る料金の適用	<p>当社は、料金を適用するにあたって、次表のとおり迷惑メールフィルタリングサービスの区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ6</td> <td>第8種ホスティングサービスに係るもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ6	第8種ホスティングサービスに係るもの
区 別	内 容				
タイプ6	第8種ホスティングサービスに係るもの				
(2) 削除	削除				

(3)タイプ1以外のものに係る料金の適用

ア タイプ3には、次の区分があります。

区 分	内 容
プラン1	第2種ホスティングサービスのプラン1に係るもの
プラン2	第2種ホスティングサービスのプラン2に係るもの
プラン3	第2種ホスティングサービスのプラン3に係るもの

タイプ3において蓄積することができる隔離ボックスの容量は、次のとおりとします。

区 分	隔離ボックス蓄積容量
プラン1	200 メガバイト
プラン2	400 メガバイト
プラン3	800 メガバイト

イ タイプ5には、次の区分があります。

区 分	内 容
プラン1	第4種ホスティングサービスのプランL1に係るもの
プラン2	第4種ホスティングサービスのプランL2に係るもの
プラン3	第4種ホスティングサービスのプランL3に係るもの
プラン4	第4種ホスティングサービスのプランPSに係るもの

タイプ5において蓄積することができる隔離ボックスの容量は、次のとおりとします。

区 分	隔離ボックス蓄積容量
プラン1	200 メガバイト
プラン2	400 メガバイト
プラン3	800 メガバイト
プラン4	8,000 メガバイト

ウ タイプ3、タイプ5及びタイプ6までにおける料金は、本契約ごとに1の基本額を適用します。

エ タイプ3、タイプ5及びタイプ6までにおいて登録できるメールアドレス数は各サービスのマニュアルに定めるところによります。

(4) 本サービスの追加機能に係る料金の適用

ア 当社は、蓄積することができる隔離ボックスの容量を次のとおりとします。

(ア) タイプ3に係るもの

区別	隔離ボックス蓄積容量
プラン1	200 メガバイト
プラン2	400 メガバイト
プラン3	800 メガバイト

(イ) タイプ5に係るもの

(3)本サービスに係る料金の適用

ア 削除

イ 削除

ウ タイプ6における料金は、本契約ごとに1の基本額を適用します。

エ タイプ6において登録できるメールアドレス数は各サービスのマニュアルに定めるところによります。

(4) 本サービスの追加機能に係る料金の適用

ア 当社は、蓄積することができる隔離ボックスの容量を次のとおりとします。

(ア) 削除

(イ) 削除

	<table border="1"> <tr> <th>区別</th> <th>隔離ボックス蓄積容量</th> </tr> <tr> <td>プラン1</td> <td>200 メガバイト</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>400 メガバイト</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>800 メガバイト</td> </tr> <tr> <td>プラン4</td> <td>6,000 メガバイト</td> </tr> </table>	区別	隔離ボックス蓄積容量	プラン1	200 メガバイト	プラン2	400 メガバイト	プラン3	800 メガバイト	プラン4	6,000 メガバイト
区別	隔離ボックス蓄積容量										
プラン1	200 メガバイト										
プラン2	400 メガバイト										
プラン3	800 メガバイト										
プラン4	6,000 メガバイト										
	<p>(ウ) タイプ6に係るもの</p> <p>200 メガバイト</p> <p>イ 当社は、本契約者から申し出があり、当社が承諾した場合は、隔離ボックスの容量を増加します。</p> <p>ウ 本契約者が隔離ボックスの蓄積容量の増加機能の利用を希望する場合には、50 メガバイトごとに加算額を適用し、基本額に加算額を加算して適用します。</p> <p>エ 隔離ボックスの蓄積容量の上限については、各サービスのマニュアルに定めるところによります。</p>										
(5) メール監査アーカイブ機能に係る料金の適用	<p>ア メール監査アーカイブ機能に係る利用料金は、基本額を適用します。</p> <p>イ 本契約者が記憶装置の容量 20 キガバイトを超えて利用する場合には、10 キガバイトごとに加算額を計算し、基本額に加算額を加えて適用します。</p>										

2 料金額

2-1 定額利用料

(1) タイプ1に係るもの

	区別	単 位	料 金 額
タイプ1	基本額	メールアドレスの数が 10 までごとに月額	2,000 円 (2,200 円)
	加算額	50 メガバイトごとに月額	1,500 円 (1,850 円)

(2) タイプ3に係るもの

	区 分	単 位	料 金 額
プラン1	基本額	1の本契約ごとに月額	7,500 円 (8,250 円)
	加算額	50 メガバイトごとに月額	1,500 円 (1,850 円)
プラン2	基本額	1の本契約ごとに月額	15,000 円 (16,500 円)
	加算額	50 メガバイトごとに月額	1,500 円 (1,850 円)
プラン3	基本額	1の本契約ごとに月額	22,500 円 (24,750 円)
	加算額	50 メガバイトごとに月額	1,500 円 (1,850 円)

(3) タイプ5に係るもの

	<p>(ウ) タイプ6に係るもの</p> <p>200 メガバイト</p> <p>イ 当社は、本契約者から申し出があり、当社が承諾した場合は、隔離ボックスの容量を増加します。</p> <p>ウ 本契約者が隔離ボックスの蓄積容量の増加機能の利用を希望する場合には、50 メガバイトごとに加算額を適用し、基本額に加算額を加算して適用します。</p> <p>エ 隔離ボックスの蓄積容量の上限については、各サービスのマニュアルに定めるところによります。</p>
(5) メール監査アーカイブ機能に係る料金の適用	<p>ア メール監査アーカイブ機能に係る利用料金は、基本額を適用します。</p> <p>イ 本契約者が記憶装置の容量 20 キガバイトを超えて利用する場合には、10 キガバイトごとに加算額を計算し、基本額に加算額を加えて適用します。</p>

2 料金額

2-1 定額利用料

(1) 削除

(2) 削除

(3) 削除

区 分	単 位	料 金 額
プラン1	基本額	1の本契約ごとに月額 7,500 円 (8,250 円)
	加算額	50 メガバイトごとに月額 1,500 円 (1,650 円)
プラン2	基本額	1の本契約ごとに月額 15,000 円 (16,500 円)
	加算額	50 メガバイトごとに月額 1,500 円 (1,650 円)
プラン3	基本額	1の本契約ごとに月額 22,500 円 (24,750 円)
	加算額	50 メガバイトごとに月額 1,500 円 (1,650 円)
プラン4	基本額	1の本契約ごとに月額 270,000 円 (297,000 円)
	加算額	50 メガバイトごとに月額 1,500 円 (1,650 円)

(4) タイプ6に係るもの

区 別	単 位	料 金 額
基本額	1の本契約ごとに月額	7,500 円 (8,250 円)
加算額	50 メガバイトごとに月額	1,500 円 (1,650 円)

2-2 付加機能利用料

内 容		単 位	料 金 額
メール監査アーカイブ機能	本契約者（タイプ6及びタイプ6に係る者に限ります。以下本欄において同じとします。）に	月額	10,000 円 (11,000 円)
	係る電子メールについて、送信又は受信があった際に保存及び本契約者があらかじめフィルタリング基準の指定を行える機能	10 ギガバイトごとに月額	5,000 円 (5,500 円)

第2表 工事に関する費用（工事費）

2 工事費の額

(4) タイプ6に係るもの

区 別	単 位	料 金 額
基本額	1の本契約ごとに月額	8,700 円 (9,570 円)
加算額	50 メガバイトごとに月額	1,800 円 (1,980 円)

2-2 付加機能利用料

内 容		単 位	料 金 額
メール監査アーカイブ機能	本契約者（タイプ6に係る者に限ります。以下本欄において同じとします。）に係る電子メールについて、送信又は受信があった際に保存及び本契約者があらかじめフィルタリング基準の指定を行える機能	月額	11,500 円 (12,650 円)
		10 ギガバイトごとに月額	5,800 円 (6,380 円)

第2表 工事に関する費用（工事費）

2 工事費の額

区 別			単 位	料 金 額	
ネットワーク工事費	利用の開始に関する工事の場合	タイプ1に関する工事の場合	1の工事ごとに	2,000 円 (2,200 円)	
		タイプ3、タイプ5及びタイプ6に関する工事の場合	1の工事ごとに	4,000 円 (4,400 円)	
	隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事の場合	タイプ1に関する工事の場合	1の工事ごとに	2,000 円 (2,200 円)	
		タイプ3、タイプ5及びタイプ6に関する工事の場合	1の工事ごとに	4,000 円 (4,400 円)	
	付加機能に係る工事の場合	メール監査アーカイブ機能の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	4,000 円 (4,400 円)
			記憶装置の容量を追加する工事の場合	1の工事ごとに	4,000 円 (4,400 円)
備考 工事に関する費用については、その工事の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案してその工事費の額を減額して適用することがあります。					

区 別			単 位	料 金 額	
ネットワーク工事費	利用の開始に関する工事の場合				
		タイプ6に関する工事の場合	1の工事ごとに	4,000 円 (4,400 円)	
	隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事の場合				
		タイプ6に関する工事の場合	1の工事ごとに	4,000 円 (4,400 円)	
	付加機能に係る工事の場合	メール監査アーカイブ機能の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	4,000 円 (4,400 円)
			記憶装置の容量を追加する工事の場合	1の工事ごとに	4,000 円 (4,400 円)
備考 工事に関する費用については、その工事の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案してその工事費の額を減額して適用することがあります。					

附 則 (令和5年1月24日 C A S 2サ000400003253-01)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。